

但シ危候作業ヲ法意スルコト

理由書

先般三割増給ニ依リ諸員業ハ勵ミ居ルニモ
カハハラズ工場主ハ三割ノ増給ニ對スル勞務ヲ
強要スルガ如ク冷遇其ノ極ニ達シ

且ツ吾々ハ三割増給ニ對スル勞務スルカ為メニ要
求セシ者ニテラズ生計難ノ為メナリ

然ルニ現在ノ工場主ノ誠意ナキ態度ハ辭職セ
ヨガ如ク冷遇使役ノ永リ安ジテ職ニ耐ヘ難ク依
リテ

ヨウ如要求提出候也

前シテ三月廿八日組合ヨリ交渉ニヨリ工場主ノ口外セシ
言ト實際トハ定ク相反シ居ルモノナリ

大正十三年四月九日

東京市外下大崎二四八
関東鐵工組合大崎第五支部

労務上第一一四號 大正十三年四月十四日

岡部電機製作所職工勞務爭議ニ關スル件

首領工場ノ勞務爭議既報右ノ状況左記ノ如シ

記

職工側ノ動靜

去ル十一月十日午後三時工場主ハ奔走ノ如ク当分休業スル旨
指示スルト同時ニ百十二名ノ職工ニ對シ無雇通知ノ条
シタリ然ルニ職工ヲ多數ハ要求ノ一部ハ快ク容認セテ
ルニモト果觀シ居タルニ意外ニモ強硬ノ措置ニ出テ
タルヲ以テ復復一方ヲラズ折屬組合タル関東鐵工
組合幹部ニ急テ告テ應接ヲ求メタルガ組合幹部